

○厚真町補助金等交付規則

平成4年3月19日

規則第4号

改正 平成14年3月28日規則第5号

平成14年4月1日規則第14号

平成19年3月30日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、補助金等の交付に関する基本的事項を規定することにより、補助金等交付の適正化と効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 町が交付する補助金、助成金等をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(補助金等の交付の対象)

第3条 補助金等の交付の対象は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人（以下「団体等」という。）とする。

(1) 町の行政に協力し、これを推進する団体等又は町の行政を補完する事業を行う団体等

(2) 町の産業、教育文化及び体育等の振興のため必要な研修又は事業を行う団体等

(3) その他町長が公益上特に必要があると認める団体等

2 前項に該当する団体等であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1) 補助効果が認められないもの

(2) 事業活動が不活発であり、単に運営費を補助するにすぎないと認められるもの

(補助金等の額)

第4条 補助金等の額は、その団体等の事業の状況を勘案し、毎年度予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部を交付する。

(団体等の責務)

第5条 補助金等の交付を受けた団体等は、補助金等交付の目的に従い、誠実かつ効果的にこれを使用しなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする団体等は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 当該年度の事業計画及び収支予算書

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認められるときは、補助金等の額を決定し、補助金等指令書(様式第2号)により団体等に通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第8条 町長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受け
ること。

(2) 補助事業等を中止又は廃止する場合においては、町長の承認を受け
ること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

2 前項に定めるもののほか、町長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助事業等の変更)

第9条 団体等は、補助金等の決定の内容に関し計画を変更しようとするときは、補助金等変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書(様式第4号)により団体等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第10条 補助金等は、補助事業等の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業等の性質上その事業の終了前に交付する必要があると認めたときは、一括又は分割により概算払をすることができる。

2 概算払を受けようとする団体等は、補助金等概算払請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(状況報告等)

第11条 町長は、必要と認める場合においては、団体等に対し、補助事業等の遂行状況に関し報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(工事完成届等)

第12条 団体等は、補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による工事完成届を受理したときは、当該職員をして当該建設工事につき建設工事完成検査調書(様式第7号)により検査させる

ものとする。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(実績報告)

第13条 補助金等の交付を受けた団体等は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- (補助金等の額の確定等)

第14条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、額の確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。ただし、実績をもって交付申請をすべきこととされている補助金等の額の確定を行う場合は、第7条に定める補助金等の交付の決定をもって通知とみなすことができる。

(補助金等の決定の取消し及び返還)

第15条 町長は補助金等の交付を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき。
- (3) この規則及び補助金等の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他不正があったとき。

(違約加算金及び違約延滞金)

第16条 団体等は、前条の規定による処分に関し補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間につ

いては、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならない。

2 団体等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければならない。

3 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整理)

第17条 団体等は、補助事業等の施行に関する帳簿及び書類などを整理しておかなければならない。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日規則第14号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

厚真町長 様

住所又は所在地
申請者 団体等名称
代表者氏名 ㊟

補助金等の交付を受けたいので、厚真町補助金等交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業名	
事業の目的 及びその概要	
補助金等申請額	円
添付書類	1 当該年度の事業計画及び収支予算書

様式第2号(第7条関係)

その1

厚真町指令第 号

(団体等)

年 月 日申請のあった 事業に対し、金 円を補助します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

厚真町長

印

1 この補助金等の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金等の額は、次のとおりとします。

補助事業等の名称	補助対象経費	補助金等の額
	円	円

2 補助事業等の内容を変更するときは、町長の承認を受けなければなりません。

3 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、町長の承認を受けなければなりません。

4 補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければなりません。

5 この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

6 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書を町長に提出しなければなりません。

7 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された補助金等があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金等の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金等を他の用途に使用したとき。

(2) 補助対象事業の執行に関しこの補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

8 前項の規定による処分に関し補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければなりません。

9 補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければなりません。

10 この補助金等の交付を受けた団体等は、厚真町情報公開条例第21条の規定に基づき、財務その他経営状況を説明する文書等の公開に努めなければなりません。

(課 グループ)

その2

厚真町指令第 号

(団体等)

年 月 日申請の 事業に対し、金 円を補助し、及び同額をもって補助金等の額を確定します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

厚真町長

印

1 この補助金等の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金等の額は、次のとおりとします。

補助事業等の名称	補助対象経費	補助金等の額
	円	円

2 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、その補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消に係わる部分に関し既に交付された補助金等があるときは、その返還を命ずるときがあります。

3 前項の規定による処分に関し補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係わる補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければなりません。

4 補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければなりません。

5 この補助金等の交付を受けた団体等は、厚真町情報公開条例第21条の規定に基づき、財務その他経営状況を説明する文書等の公開に努めなければなりません。

(課 グループ)

注 この様式は、実績をもって交付申請をすべきこととされている補助金等の場合に使用してください。

様式第3号(第9条関係)

補助金等変更承認申請書

年 月 日

厚真町長 様

住所又は所在地
申請者 団体等名称
代表者氏名



厚真町補助金等交付規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日及び指令番号	年 月 日	厚真町指令第 号
事業名		
補助事業等の 所要経費	変更前	円
	変更後	円
補助金等 申請額	変更前	円
	変更後	円
変更の理由		
添付書類		

様式第4号(第9条関係)

厚真町指令第 号

(団体等)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更を承認し、年
月 日厚真町指令第 号の補助金「金 円」を「金 円」に変更し
ます。ただし、次の条件を守らなければなりません。
年 月 日

厚真町長 (印)

- 1 この承認の内容は、年 月 日付けの補助金等変更承認申請書記載のとおりとします。
- 2 変更後の補助金等の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金等の額は、次のとおりとします。

補助事業等の名称	変 更 前		変 更 後	
	補助対象経費	補助金等の額	補助対象経費	補助金等の額
	円	円	円	円

(課 グループ)

様式第5号(第10条関係)

補助金等概算払請求書

年 月 日

厚真町長 様

住所又は所在地

申請者 団体等名称

代表者名

㊦

年度(補助事業等の名称)として

金 円

上記金額を請求します。

振込銀行名	
預金の種別及び 口座番号	
口座名	

様式第6号(第12条関係)

補助事業等に係る工事完成届

年 月 日

厚真町長 様

住所又は所在地

申請者 団 体 等 名 称

代 表 者 氏 名

㊟

事業名

年 月 日付け厚真町指令 号で補助金等の交付の決定を受けた上記事業に係る建設工事は、年 月 日完成したので届け出ます。

注 「年 月 日付け厚真町指令 号」については、当初の交付決定年月日、番号を記載すること。

様式第7号(第12条関係)

補助事業等に係る建設工事完成検査調書

事業名

工事目的物の名称

着工 年 月 日・完成 年 月 日

団体等

上記の建設工事は、検査の結果、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件
のとおり完成したことを認めます。

年 月 日

所 属

検査員

職・氏名



様式第8号(第13条関係)

補助事業等実績報告書

年 月 日

厚真町長 様

住所又は所在地
申請者 団体等名称
代表者氏名



厚真町補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年 月 日 厚真町指令第 号
補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円
補 助 金 等 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 等 の 取 入 済 額	円
補 助 事 業 等 の 着 手 及 び 完 了 年 月 日	着手 完了 年 月 日 年 月 日
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書

様式第9号(第14条関係)

厚 号
年 月 日

(団体等) 様

厚真町長



補助金等の額の確定について

年 月 日提出のあった補助事業等実績報告書の審査(及び実地検査)の結果、
事業に係る補助金等の額を次のとおり確定したので通知します。

記

補助金等の確定額 金 円
(課 グループ)